

新ガイドライン（素案イメージ）の 主な新規・変更点

ガイドライン研究会の参与のご指摘、一般及び都道府県からのご意見等を踏まえ、以下について修正しています。

第 1 章 基本的事項(総則)

- ・ 事務処理の原則に関し、行政職員として対応が必要な範囲を明確化（(1)）するとともに、申請の事前相談は法人の要望を受けて行う旨を明確化（(3)）【P8・9】
- ・ 地方公共団体が行う行政指導については、行政手続法が適用されないこと等を踏まえた規定の整備【P10】

第 2 章 公益目的事業該当性の判断

- ・ 認定法第 5 条に定める公益認定の基準への適合性の判断基準の前提である「公益目的事業該当性」を明確化する意義、目的の明確の観点から前文を追加し、これまでの経緯、今回の見直しの趣旨等を追記【P13・14】
- ・ 「審査基準」の位置付けが「画一化」をもたらすとの誤解を招かぬよう、注を追記【P14】

第 1 節

第 1 公益目的事業とは

- ・ 「公益目的事業該当性」について、意見聴取結果を踏まえ、認定法第 2 条第 4 号の要件を変更するものではないことを明確化【P15】
- ・ 公益目的事業について、研究会参与のご指摘を踏まえ、単に、「営利部門」と「政府部門」を除いた領域ではないこと、社会経済情勢の変化により、公益目的事業の範囲も変わり得ること等を明確化【P15】
- ・ 公益目的事業について、17 事業以外のチェックポイントとの関係性に関するご意見等を踏まえ、総論と個別のチェックポイントの関係を明確化【P15・16】

第 2 申請書記載事項

申請書記載事項は、今回の行政手続きの簡素化及び公益目的事業該当性の判断の際の前提となることから、

- ・ 前文に、申請書記載事項の意義を追記【P13・14】
- ・ 基本的考え方において、申請書記載事項を明確化するとともに、申請書に記載することの効果、申請書記載事項を示す趣旨等を追記【P17】
- ・ 事業の趣旨・目的について留意事項を追記【P18】
- ・ 今般の制度改正を踏まえ、事業の概要について、留意点（定款・事業計画等との対応関係

を明らかにすべきこと、不可欠特定財産の記載、事業の財源、受託事業等、事業の委託、知的財産権など）を追記（従来、「記入の手引き」に記載されていたものも含む。）【P19】

- ・ 受益者の義務について、「対価」に関して例を示すなど記載内容の明確化【P20】
- ・ 緊急事態における対応について、申請書記載地域以外における活動を追記【P30】

第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ

- ・ 前文において個別のチェックポイントの趣旨を追記【P32】
- ・ 総論と19事業の関係を明確化【P33等】
- ・ 公益認定申請書の判断基準について、行政庁が必要と認める書類の見直し【P53】

第3章 法令解釈等

第1節

第1

- ・ （2）申請書に添付された計算書類に重大な誤り等がある場合、申請書等の内容に関して疑義がある場合等において、申請法人に修正等を求めても相当な期間内に適切な回答が得られない場合は経理的基礎を有しない、又は技術的能力を有するものと認められないと判断することがあり得る旨を追記【P65・66】
- ・ （3）ガバナンスの充実等のための助成金等について、公正な手続を経て助成される場合は「特別の利益」に該当しない旨を追記【P69】
- ・ 認定令・認定規則の改正案を踏まえ各法令の趣旨・内容を追記
 - （9）理事・監事特別関係があるもの（認定法第5条第10号）【P71】
 - （11）理事と監事との特別利害関係の排除（認定法第5条第12号）【P72】
 - （12）会計監査人の設置（認定法第5条第13号）【P73】
 - （14）理事、監事の外部からの選任（認定法第5条第15号・第16号）【P79】

第2節

第5 財産目録等の提出等（認定法第22条）

- ・ （1）事業年度開始前に作成する書類について、趣旨等を追記【P87】
事業計画等の各書類の趣旨、申請書記載事項との関係を追記
- ・ （2）事業年度終了後に作成する書類について、趣旨等を追記【P89】
報告の趣旨、各書類の趣旨を追記、納税証明書についての令和6年8月15日公布の認定規則改正を反映、事業報告のガバナンスに関する取組を追記

第3節

第4 変更の届出（認定法第13条）【P105】

- ・ 変更届出事項の提示及び説明（一覧表）を追記
- ・ 「遅滞なく」の説明を追記【P104】

第3節

第5 合併等の届出（認定法第24条）【P108】

- ・ 合併の届出における提出書類を追記
- ・ 合併の届出後合併により変更届出事項の変更があった場合の提出書類を追記

第6 合併による地位承継の認可（認定法第25条）【P110】

- ・ 地位の承継の認可の申請書への添付書類を追記
- ・ 地位の承継の認可申請が行政庁の変更を伴う場合の申請提出先及び事務引継等を追記
- ・ 地位の承継の認可申請書添付の財産目録等の行政庁における公表を追記

第4章 監督

- ・ 今回新規提示【P112】

以上